

令和3年1月9日
令和3年1月13日改定

緊急事態宣言に伴う劇場音楽堂等（含む公会堂、集会場）の規制について

公益社団法人全国公立文化施設協会

令和3年1月7日に1都3県に、又、1月13日に新たに7府県に発出された緊急事態宣言に伴う催物の開催制限、施設の使用制限等については、以下の概要となっておりますのでお知らせいたします。

1 催物（イベント）の開催

- ・屋外屋内ともに5,000人以下かつ収容率要件50%以下を要請

留意事項として、適用日（緊急事態宣言の日から最大4日間の猶予期間の翌日）の前にチケットを販売している公演については対象外とし50%以上の収容率でも開催可能（適用日以降は50%以上販売している公演は追加販売不可、50%未満の公演は継続販売可）

2 施設の利用

- ・20時までの営業時間短縮の働きかけ（20時までの終演が望ましい）

留意事項として、適用日（緊急事態宣言の日から最大4日間の猶予期間の翌日）の前にチケットを販売している公演については対象外とし20時以後の終演を許容

- ・催物（イベント）以外の利用（会議や練習等）は、屋外屋内ともに5,000人以下かつ収容率要件50%以下の働きかけ

3 地方公演

- ・公演を実施する為の都府県を跨ぐ移動については不要不急の移動とは見なされません。

4 適用期間 適用日より2月7日まで。

備考 公演の会場となる各都道府県により規制内容が異なる場合がありますが、1都3県については政府の方針に準じる旨を確認しています。追加指定された7府県についても政府の方針に準じるとの事ですが、府県により適用日が異なる事、府県毎に異なる規制が追加される場合もありますので、各府県にご確認ください。

なお、詳細は「緊急事態宣言に伴う催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について」（令和3年1月7日付 事務連絡及び令和3年1月13日付 事務連絡）をご確認ください。